

■筑西市パブリック・コメントの手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメントの手続に関し必要な事項を定めることにより、本市の施策等の策定、改定等の過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民への説明責任を果たすとともに、市民による市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント手続 市の基本的な施策、計画等（以下「施策等」という。）の策定、改定等に当たり、当該施策等の内容の策定、改定等の過程において市民に公表し、広く市民から意見や情報（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表するとともに、意見等を考慮して市の意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長（公営企業の管理者の権限を有する市長を含む。）及び教育委員会をいう。
- (3) 市民 次に掲げる者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 本市の区域内に存する学校に在学する者
 - オ 当該施策等により直接的な利害関係を有すると認められる者

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる施策等は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画その他の基本的な施策を定める計画の策定又は改定
- (2) 個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (3) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案
 - ア 基本的な制度を定める条例
 - イ 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 公の施設の整備に係る事業計画の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか実施機関が必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、パブリック・コメント手続の対象としないものとする。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微と認められるもの
 - (2) 法令の規定により、縦覧、意見書の提出その他の意見聴取に係る手続が定められているもの
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- （施策等の案の公表）

第5条 実施機関は、施策等の策定、改定等をしようとするときは、当該施策等の最終的な意思決定前に相当の期間を設けて施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により、施策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる事項及び資料を公表するものとする。

- (1) 施策等の案を立案した趣旨、目的及び背景
 - (2) 施策等の案を立案する際に整理した考え方及び論点
 - (3) 前2号に掲げるもののほか施策等の案に関し、参考となる資料
- （公表の方法）

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
- (3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が特に必要と認める方法

2 前項に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じて次に掲げる方法により施策等の案が市民に周知されるよう努めるものとする。

- (1) 広報紙への掲載
- (2) 報道機関への情報提供
- (3) 説明会の開催
- (4) 印刷物の配布

3 実施機関は、第5条及び前2項の規定により公表する場合において、公表する施策等の案、参考資料等が相当量に及ぶときには、公表しようとする内容全体の入手方法を明示したうえで、内容の一部を省略し、又はその概要版を作成して、公表することができるものとする。

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、第5条の規定により公表を開始した日から1月程度を目安として意見等の提出期間を設けなければならない。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

3 施策等の案について意見等を提出しようとする市民は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在、名称及び代表者の氏名）並びに連絡先を明記しなければならない。

（意見等の取扱い）

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、施策等の策定、改定等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の意思決定を行ったときは提出された意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方を、施策等の案を修正した場合にあつては修正の内容及びその理由を、それぞれ公表するものとする。

3 実施機関は、意見等を提出した者への個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する市の考え方をまとめて公表するものとする。

4 実施機関は、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

5 第6条の規定は、第2項及び第3項の規定による公表の方法について準用する。

（一覧表の作成等）

第9条 市長は、パブリック・コメント手続の対象とする案件及び既に当該手続を終了した案件の一覧表を作成し、実施機関が定める場所に備え付けるとともに、市ホームページへ掲載し、公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、施策等の案の入手方法、問い合わせ先、実施結果その他必要な事項を明記するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほかパブリック・コメント手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 この告示の施行の際、現に実施機関において、策定、改定等の過程にある施策等については、この告示の規定は適用しない。